

お知らせ

川内原子力発電所の保安規定に定める外部電源に係る運転上の制限の逸脱について

川内原子力発電所1, 2号機(加圧水型軽水炉、定格電気出力89万キロワット)は、通常運転中のところ、平成29年4月2日16時24分、川内原子力線(外部電源2回線)に対し、独立性を有している人吉変電所から川内火力発電所を経由する外部電源1回線による受電ができなくなったことから、保安規定に定める外部電源の確保に係る運転上の制限(LCO)逸脱と判断し、国と関係自治体へ通報連絡を行いました。

その後、状況の確認作業を継続するなか、この人吉変電所からの外部電源1回線は新鹿兒島変電所を経由することにより受電できていることを確認したことから、LCOを逸脱していないと判断し、同日19時15分にLCO逸脱を訂正しました。

なお、人吉変電所からの外部電源系統については、同日21時12分に通常状態に復帰しています。

この当社の判断について、4月3日に原子力規制庁に改めて確認したところ、人吉変電所から新鹿兒島変電所を経由し受電する系統は、原子炉設置変更許可や工事計画認可の記載では読み取れないことから、結果的に4月2日16時24分から21時12分までの間は、LCOを逸脱している状態であった可能性があるとの見解が示されました。

当社は、4月4日1時15分に改めてLCO逸脱であったと判断し、国と関係自治体へ通報連絡を行いました。

【保安規定に定める外部電源に係る運転上の制限】

項目	運転上の制限
外部電源	(1) 3回線以上が動作可能であること (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること

運転上の制限(LCO: Limiting Condition for Operation)

保安規定において、多重の安全機能を確保するため、動作可能な回線数などを定めているものです。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、運転上の制限からの逸脱を宣言し、速やかに必要な措置を行います。